

## 不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
土壌汚染対策法第3条第4項	土壌汚染状況調査の結果の報告又は報告内容の是正の命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

第3条第1項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。